10　薬物消毒は、通常、摂氏二十度内外の環境において行うべきものであるが、その環境がこれに満たない場合でも、薬物の使用濃度の二倍を超えない範囲内においてその濃度を、又は薬物の変質を生じない程度においてその温度をそれぞれ適当に加減することにより行うことも差し支えない。

11　異常プリオン蛋白質を薬物消毒するときは、有効塩素濃度二パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又は二モル毎リットル水酸化ナトリウム水を用いること。

備考　薬物消毒の場合において、農林水産大臣の指定した医薬品は、農林水産大臣の別に定めるところに従つて使用する場合には、この表の相当欄に掲げた薬品として用いることができる。

別表第四（第三十条関係）　腐蛆病についての焼却及び消毒の基準

一　焼却の基準

焼却物品	焼却の方法	摘要
1　巣箱 2　巣脾 3　はちみつ及びみつろう 4　その他焼却することが適当と認められる物品	左に掲げるいずれかの方法 1　焼却炉によるときは、その装置の通常の用法による。 2　焼却炉によらないときは、深さ〇・五米以上の穴を掘り、焼却目的物品をその穴の中に入れ、焼却するに十分なまき、石油又はガソリン等を用いて完全に焼却する。	1　巣箱及び巣脾等の焼却はなるべくみつばちの飛しよう時間外に行うこと。 2　焼却後に残つた灰等は、土中に埋却すること。

二　消毒の基準

消毒物品	消毒の方法	摘要
1　みつ刀、ろうかき、みつろう器等の金属製の物品 2　その他消毒することが適当と認められる物品	左に掲げるいずれかの方法 1　火炎消毒 トーチランプ、石油又はガソリン等による火炎により消毒目的物品を十分に消毒する。 2　煮沸消毒 消毒目的物品を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。 3　薬物消毒 （1）　フオルマリンによる消毒 フオルマリン二〇％溶液に消毒目的物品を全部二十四時間以上浸す。	薬物に浸した後は消毒目的物品をブラシで十分にこすり水で洗うこと。

（削る）